**平成２７年（フ）第１４８号**
愛媛県松山市土居田町722番地　レセンテＫａｚ　Ｂ棟201号室
債務者　大野ひとみ
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１２０号**
福岡県久留米市高良内町4374番地３　メープルタウンＡ棟102号
債務者　大西　　歩
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第１２５号**
福岡県小郡市小郡2196番地４
債務者　久光　恒幸
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第３４９号**
北九州市門司区上馬寄１丁目10番２―704号
債務者　福原　由紀
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第２０４号**
大分市大字荏隈677番地　三和コーポえのくま405
債務者　渡邉　一峰
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１７１号**
宮崎県西都市大字鹿野田8677番地６
債務者　石本　修朗
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１７９号**
宮崎市大字鏡洲405番地13
債務者　小谷　正良
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第５４号**
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳350番地１
債務者　小谷　清和
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２７年（フ）第４７号**
福島県郡山市蒲倉町字蒲倉29番地
債務者　橋本　幸秋
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第２４６号**
千葉県野田市木間ケ瀬594番地１
債務者　飯塚　榮子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第２８７号**
北九州市小倉北区青葉１丁目３番３号　101
債務者　大田キヨミ
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３１６号**
北九州市小倉北区三郎丸３丁目６番20―508号
債務者　杉本明日香
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第７４号**
青森県南津軽郡田舎館村大字八反田字古舘148番地５
債務者　奈良　加奈
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第７９号**
青森県弘前市大字松原東３丁目５番地17コーポスガワラ105号
債務者　伊藤　良治
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第２３１号**
神奈川県小田原市国府津2471番地の１　メゾン富士見201号室、前住所神奈川県伊勢原市串橋46番地　いずみハイツ207号
債務者　古川　善人
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２３９号**
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋644番地の１　湯河原レジデンス201
債務者　野原　貴大
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２５０号**
神奈川県平塚市長持474番地の１　キャッスル101、前住所神奈川県平塚市公所396番地の10
債務者　永島　博之
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部